

## 生活衛生営業振興推進事業審査委員会運営要領

### 1 目的

実施要領第3項に規定する振興事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について定める。

### 2 業務

各全国生活衛生同業組合連合会及び各生活衛生同業組合が実施する生衛業振興推進事業について、別に定める「振興事業の採択方針」に基づき、審査・評価・選定を行うとともに選定した助成事業への助成額について意見具申を行う。

### 3 委員の構成

審査委員会は、委員5名以内で組織する。

### 4 委員

委員は、学識経験のある者のうちから（社）全国生活衛生同業組合中央会（以下「中央会」という。）理事長が委嘱した者とする。

### 5 委員会

- (1) 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。

### 6 会議

- (1) 審査委員会は、必要により委員長が招集する。
- (2) 審査委員会は、2分の1以上の委員の出席をもって開催し、議事を審議する。
- (3) 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 7 庶務

審査委員会の庶務は、中央会総務で処理する。

### 8 雜則

この要領に定めるものの外、審査委員会の運営に関し、必要な事項は審査委員会が定める。

## 振興推進事業における評価基準

### <共通評価基準>

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 今日の社会経済情勢の変化や利用者・消費者のニーズ、社会的要請等を踏まえているものであること。
- 2 業界の懸案事項、課題の解決に向けて意欲的に取り組もうとする内容のものであること。
- 3 生衛業界の実情や地域の特性を踏まえた創意、特色があるものであること。
- 4 事業内容が過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性があるものであること。
- 5 事業内容にもとづきとの整合性があり、費用対効果が認められ、同種のモデル的、先駆的事業と認められるものであること。
- 6 事業計画の熟度が高く、事業参加者等の意欲、協力等実施体制が十分であると認められるものであること

### <事業別評価基準>

- 1 サービスの拡大・向上と消費者利益の擁護のための事業
  - (1) 利用者又は消費者の利益に直結すること。
  - (2) 利用者又は消費者の利益が具体的で、客觀性、妥当性を有すること。
  - (3) 利用者又は消費者に、広範かつ長期的に利益が均てんすること。
  - (4) 事業内容、実施方法等に新規性、独創性が認められるものであること。
  - (5) 実施方法に合理性がありかつ実施費用に妥当性があって、費用に比して効果が大と判断されること。

## 2 地域社会の福祉の増進のための事業

- (1) 地域の利用者又は消費者の福祉に直結するものであること。
- (2) 高齢者の福祉、障害者の福祉等福祉貢献の内容が具体的で客観性、妥当性を有するものであること。
- (3) 地域の利用者又は消費者への長期的波及効果が見込めるものであること。
- (4) 事業内容、実施方法等に新規性、独創性が認められるものであること。
- (5) 実施方法に合理性がありかつ実施費用に妥当性があつて、費用に比して効果が大と判断されるものであること。

## 3 雇用の拡大と人材の育成のための事業

- (1) 雇用の創出等雇用の促進又は従業者の能力開発、技能の向上等確実に見込まれることであること。
- (2) 雇用の対象者又は人材育成の対象者が、高齢者・障害者等を含めてできるだけ幅広いものであること。
- (3) 業界における雇用の促進又は人材の育成に長期的な持続効果が見込めるものであること。
- (4) 事業内容、実施方法等に新規性、独創性が認められるものであること。
- (5) 実施方法に合理性がありかつ実施費用に妥当性があつて、費用に比して効果が大と判断されるものであること。

## 4 衛生水準の向上・環境保全を図るための事業

- (1) 施設・設備の近代化推進、衛生管理知識の涵養等衛生水準の向上又は省エネルギー、各種汚染予防等環境負荷の低減等の方策が具体的で客観性、妥当を有すること。
- (2) 多数の事業所において実施に向けた取り組みが可能なものであり、衛生水準の向上策又は環境保全策として確実に効果が見込まれるものであること。
- (3) 衛生水準の向上又は環境の保全に長期的かつ広範な波及効果が見込めるものであること。
- (4) 事業内容、実施方法等に新規性、独創性が認められるものであること。
- (5) 実施方法に合理性がありかつ実施費用に妥当性があつて、費用に比して効果が大と判断されるものであること。

## 5 経営の革新・技術開発のための事業

- (1) 営業方法の改善、販路の開拓、経営の合理化・効率化等経営の革新又は新たな商品・サービスの開発等技術開発の方策が具体的で客觀性、妥當性を有するものであること。
- (2) 経営の革新策又は開発する商品・サービスが有効・適切であり、経営の維持発展に確実な効果が見込めるものであること。
- (3) 多数の事業所への導入が可能であり、経営の改善、経営の維持発展に確実な効果が見込めるものであること。
- (4) 事業内容、実施方法等に新規性、獨創性が認められるものであること。
- (5) 実施方法に合理性がありかつ実施費用に妥當性があつて、費用に比して効果が大と判断されるものであること。

生活衛生営業振興推進事業審査委員会委員名簿

	所 属 団 体・役 職	氏 名
1	国家公務員共済組合連合会常務理事	丸 田 和 生
2	(社)全国消費生活相談員協会参与	前 野 春 枝
3	元帝京大学経済学部教授	喜 多 捷 二
4	(社福)全国社会福祉協議会総務部長	笹 尾 勝
5	弁護士 (財)全国生活衛生営業指導センター評議員	鈴 木 茂 生